

## 参考資料

- ・ヒアリング調査先一覧
- ・ヒアリング調査依頼文書
- ・ヒアリング調査票
- ・他分野の研修やキャリアアップの仕組みについて

事業所ヒアリング調査先一覧（匿名加工）

	地域	都市規模	事業種別	法人格	開設時期	ヒアリング相手の 役職等	ヒアリング時期	ヒアリング方法
A	九州沖縄	地方都市	放デイ	株式会社	設立3年以内	代表者	12月	オンライン
B	中部北陸	地方都市	放デイ	NPO法人	3年以上10年未満	代表者	1月	オンライン
C	北海道東北	地方都市	放デイ	社会福祉法人	3年以上10年未満	事業責任者	12月	対面/オンライン
D	四国中国	地方都市	センター	社会福祉法人	3年以上10年未満	事業責任者	1月	オンライン
E	中部北陸	地方都市	センター	社会福祉法人	3年以上10年未満	事業責任者	1月	オンライン
F	関東	大都市	センター	社会福祉法人	設立3年以内	事業責任者	12月	オンライン
G	全国展開	大都市・地方都市	児発・放デイ	株式会社	5年以上前より順次開設	事業責任者、研 修責任者	11月	オンライン
H	全国展開	大都市・地方都市	多機能型	株式会社	5年以上前より順次開設	事業責任者、研 修責任者	11月	オンライン
I	近畿	地方都市	多機能型	株式会社	3年以上10年未満	代表者	12月	オンライン
J	中国四国	地方都市	難聴児	社会福祉法人	設立10年以上	事業責任者	1月	オンライン

発支協発 第〇〇号

2022年●月○日

〇〇 様

一般社団法人  
全国児童発達支援協議会  
会長 加藤正仁

ヒアリング調査へのご協力をお願い

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本協議会は今年度「厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業 指定課題22 障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」を実施しております。

本調査は、全国の障害児通所施設の支援の質を担保し、子どもとその家族に対してよりよい支援を実現するために「支援の質」の検証と研修体系とキャリアアップの仕組みの検討することを目的としております。

本調査の一環として、今般、ヒアリング調査を実施することになりました。

ついては、ぜひ貴事業所の取組についてお話を伺いたく、下記ヒアリング調査にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 調査内容

別添ヒアリング調査項目の内容

2. ヒアリング手法

Zoomにて別添のヒアリング項目についてお伺いいたします。

3. 日時

別途ご相談させていただきます。

4. 謝礼

なし（報告書をお送りさせていただきます。）

## 5. 調査結果の活用方法

調査を通じて得られた情報は、本事業の報告書（公表予定）に盛り込む予定です。

ご多忙の折 誠に恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【事業内容に関するお問い合わせ】

一般社団法人 全国児童発達支援協議  
会

※推進事業 課題2 2 担当事務局※

	項目
0 基本情報 ※非公開情報	
	ヒアリング担当者
	ヒアリング期日
	事業者名
	ヒアリング頂いた人の氏名
	役職など
	完成した報告書の送り先
	報告書案（内容）の確認先（窓口）
1 事業所情報 ※以下、公開情報	
	事業者の法人格
	事業者の有する事業所数の概数
	ヒアリングした事業所の所在する都道府県
	事業所が開設して何年になりますか？
	センター？児発？放デイ？多機能？
	主な対象
	支援内容の特徴
1. 質のよい支援とは	
	貴事業所における質の良い支援とはどういったものと考えますか。質の良い支援ができている方は何ができていますか。質のよい支援をするために、何が必要と考えますか。（例：経験年数、研修、センスなど）
	経験の長さや「質の良い支援」は相関関係があると思いますか。
	経験年数と資格以外に、「質の良い支援」に影響する客観的な指標は考えられますか。
2-1 発達支援	
	貴事業所では発達支援としてどんなことを行っていますか。

	なぜその支援を行っていますか。支援で何を目指していますか。
	貴事業所の発達支援はうまくいっていますか。
	(うまくいっている場合) うまくいっている要因・理由を教えてください。
	発達支援における課題(困ったことや難しいこと)はありますか。ある場合、どんな課題ですか。
	(課題がある場合) 課題を乗り越えるために何が必要ですか。事業所として工夫していることがありますか。
	どのような職員(経験年数、職種等)が発達支援を担っていますか。どのような組織・体制(職種間の連携、事業所間の連携、クラス、SV等)で発達支援を行っていますか。
	発達支援を行う人材育成のため、事業所としてどんな取り組みをしていますか。
2-2 家族支援	
	貴事業所では家族支援としてどんなことを行っていますか。次の①～⑤について教えてください。 ①家族支援のプログラム(例ペアレントトレーニング)、②家族への心理的なサポート、③移行期における保護者支援、④虐待リスクのアセスメント、⑤担当しているお子さんの関係機関との連携
	なぜその支援を行っていますか。支援で何を目指していますか。
	貴事業所の家族支援はうまくいっていますか。
	(うまくいっている場合) うまくいっている要因・理由を教えてください。
	家族支援における課題(困ったことや難しいこと)はありますか。ある場合、どんな課題ですか。
	(課題がある場合) 課題を乗り越えるために何が必要ですか。事業所として工夫していることがありますか。
	どのような職員(経験年数、職種等)が家族支援を担っていますか。どのような組織・体制(職種間の連携、事業所間の連携、クラス、SV等)で家族支援を行っていますか。
	家族支援を行う人材育成のため、事業所としてどんな取り組みをしていますか。
2-3 地域支援	
	地域支援としてどんなことを行っていますか。次の①～③についてそれぞれ教えてください。 ①関係機関(行政・医療・保健所・児童相談所等)との連携 ②移行先(保育所・幼稚園・学校・就労先等)への具体的な調整や情報の共有 ③地域の機関(他事業所や保育所等)へ訪問してスーパーバイズ ④自立支援協議会や要対協との連携
	なぜその支援を行っていますか。支援で何を目指していますか。
	貴事業所の地域支援はうまくいっていますか。
	(うまくいっている場合) うまくいっている要因・理由を教えてください。

	地域支援における課題（困ったことや難しいこと）はありますか。ある場合、どんな課題ですか。
	（課題がある場合）課題を乗り越えるために何が必要ですか。事業所として工夫していることがありますか。
	どのような職員（経験年数、職種等）が地域支援を担っていますか。どのような組織・体制（職種間の連携、事業所間の連携、クラス、SV等）で地域支援を行っていますか。
	地域支援を行う人材育成のため、事業所としてどんな取り組みをしていますか。
3 人材育成・体制整備	
	貴事業所の人材育成の体制・組織やシステム・体系について教えてください。
	人材育成・研修・SVとしてどういったことを行っていますか。

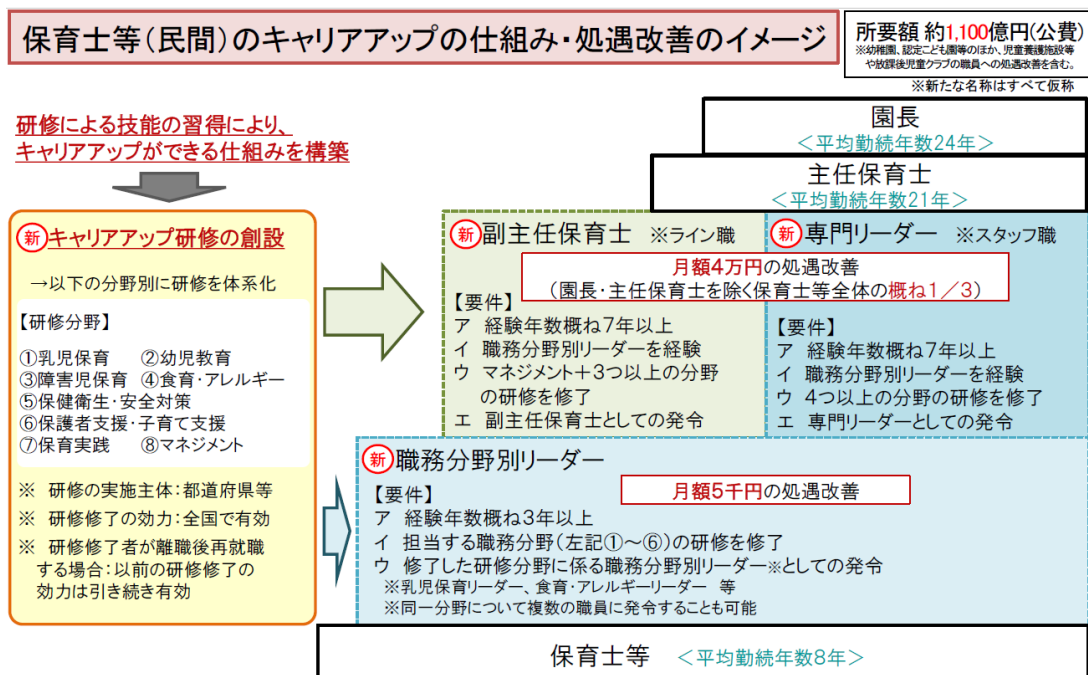
## 他分野の研修やキャリアアップの仕組みについて

### ① 保育士

保育士はすでに指定保育士養成施設などでの学習基盤があることに加えて、都道府県主体の中堅保育士向け研修など、専門性を深める様々な取り組みが行われていた。また処遇という観点からも質の向上に繋がられるよう、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」には保育士の処遇改善も含まれた。その後専門性を深めることで処遇改善にも繋がるという相乗効果が生まれるよう、処遇改善と連動したキャリアアップの仕組み（図1）が話し合わせ研修が組み立てられた。

保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議の最終取りまとめでは、保育士を子どもの保育や家庭での子育ての支援等に関する専門職として位置付けている。そして保育士には的確な子どもの理解、専門的知識・技術の向上や倫理観に裏付けられた判断・対応が求められるとしている。この方針と同調査研究協力者会議の提言に基づき、厚生労働省では保育現場で求められる専門的な対応を6つ定め、各専門性に応じた分野別リーダー研修を組み立てた（表1）。具体的には①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援である。またミドルリーダーの役割を担う保育士のためのマネジメントやリーダーシップに関する研修、実習経験の少ない保育士試験合格者や潜在保育士のための保育実践研修も用意した。

図1 保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ



※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。  
 ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施



表1 分野別リーダー研修の内容案

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児保育の意義</li> <li>○乳児保育の環境</li> <li>○乳児への適切な関わり</li> <li>○乳児の発達に応じた保育内容</li> <li>○乳児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児保育の役割と機能</li> <li>・乳児保育の現状と課題</li> <li>・乳児保育における安全な環境</li> <li>・乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境</li> <li>・他職種との協働</li> <li>・乳児保育における配慮事項</li> <li>・乳児保育における保育者の関わり</li> <li>・乳児保育における生活習慣の援助や関わり</li> <li>・保育所保育指針について</li> <li>・乳児の発達と保育内容</li> <li>・1歳以上3歳未満児の発達と保育内容</li> <li>・保育課程に基づく指導計画の作成</li> <li>・観察を通しての記録及び評価</li> <li>・評価の理解及び取組</li> </ul>
幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児教育の意義</li> <li>○幼児教育の環境</li> <li>○幼児の発達に応じた保育内容</li> <li>○幼児教育の指導計画、記録及び評価</li> <li>○小学校との接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育の役割と機能</li> <li>・幼児教育の現状と課題</li> <li>・幼児教育と児童福祉の関連性</li> <li>・幼児期にふさわしい生活</li> <li>・遊びを通しての総合的な指導</li> <li>・一人一人の発達の特性に応じた指導</li> <li>・他職種との協働</li> <li>・保育所保育指針について</li> <li>・資質と能力を育むための保育内容</li> <li>・個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育</li> <li>・保育課程に基づく指導計画の作成</li> <li>・観察を通しての記録及び評価</li> <li>・評価の理解及び取組</li> <li>・小学校教育との接続</li> <li>・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解</li> <li>・保育所児童保育要録</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の理解</li> <li>○障害児保育の環境</li> <li>○障害児の発達の援助</li> <li>○家庭及び関係機関との連携</li> <li>○障害児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある子どもの理解</li> <li>・ 医療的ケア児の理解</li> <li>・ 合理的配慮に関する理解</li> <li>・ 障害児保育に関する現状と課題</li> <li>・ 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境</li> <li>・ 障害のある子どもと保育者との関わり</li> <li>・ 障害のある子どもと他の子どもとの関わり</li> <li>・ 他職種との協働</li> <li>・ 障害のある子どもの発達と援助</li> <li>・ 保護者や家族に対する理解と支援</li> <li>・ 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成</li> <li>・ 小学校等との連携</li> <li>・ 保育課程に基づく指導計画の作成と観察・記録</li> <li>・ 個別指導計画作成の留意点</li> <li>・ 障害児保育の評価</li> </ul>
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>・ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。</li> <li>・ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養に関する基礎知識</li> <li>○食育計画の作成と活用</li> <li>○アレルギー疾患の理解</li> <li>○保育所における食事の提供ガイドライン</li> <li>○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能</li> <li>・ 食事摂取基準と献立作成・調理の基本</li> <li>・ 衛生管理の理解と対応</li> <li>・ 食育の理解と計画及び評価</li> <li>・ 食育のための環境（他職種との協働等）</li> <li>・ 食生活指導及び食を通じた保護者への支援</li> <li>・ 第三次食育推進基本計画</li> <li>・ アレルギー疾患の理解</li> <li>・ 食物アレルギーのある子どもへの対応</li> <li>・ 保育所における食事の提供ガイドラインの理解</li> <li>・ 食事の提供における質の向上</li> <li>・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解</li> <li>・ エビペンの理解と対応</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。</li> <li>他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健計画の作成と活用</li> <li>○事故防止及び健康安全管理</li> <li>○保育所における感染症対策ガイドライン</li> <li>○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン</li> <li>○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発育・発達を理解と保健計画の作成</li> <li>・保健活動の記録と評価</li> <li>・個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等）</li> <li>・事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組</li> <li>・体調不良や傷害が発生した場合の対応</li> <li>・救急処置及び救急蘇生法の習得</li> <li>・災害への備えと危機管理</li> <li>・他職種との協働</li> <li>・保育所における感染症対策ガイドラインの理解</li> <li>・保育所における感染症の対策と登園時の対応</li> <li>・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解</li> <li>・保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応</li> <li>・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解</li> <li>・安全な環境づくりと安全の確認方法</li> </ul>
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者支援・子育て支援の意義</li> <li>○保護者に対する相談援助</li> <li>○地域における子育て支援</li> <li>○虐待予防</li> <li>○関係機関との連携、地域資源の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者支援・子育て支援の役割と機能</li> <li>・保護者支援・子育て支援の現状と課題</li> <li>・保育所の特性を活かした支援</li> <li>・保護者の養育力の向上につながる支援</li> <li>・保護者に対する相談援助の方法と技術</li> <li>・保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価</li> <li>・社会資源</li> <li>・地域の子育て家庭への支援</li> <li>・保護者支援における面接技法</li> <li>・虐待の予防と対応等</li> <li>・虐待の事例分析</li> <li>・保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携</li> <li>・保護者支援・子育て支援における地域資源の活用</li> <li>・「子どもの貧困」に関する対応</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マネジメントの理解</li> <li>○リーダーシップ</li> <li>○組織目標の設定</li> <li>○人材育成</li> <li>○働きやすい環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織マネジメントの理解</li> <li>・保育所におけるマネジメントの現状と課題</li> <li>・関係法令、制度及び保育指針等についての理解</li> <li>・他専門機関との連携・協働</li> <li>・保育所におけるリーダーシップの理解</li> <li>・職員への助言・指導</li> <li>・他職種との協働</li> <li>・組織における課題の抽出及び解決策の検討</li> <li>・組織目標の設定と進捗管理</li> <li>・職員の資質向上</li> <li>・施設内研修の考え方と実践</li> <li>・保育実習への対応</li> <li>・雇用管理</li> <li>・ICTの活用</li> <li>・職員のメンタルヘルス対策</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育における環境構成</li> <li>○子どもとの関わり方</li> <li>○身体を使った遊び</li> <li>○言葉・音楽を使った遊び</li> <li>○物を使った遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開</li> <li>・子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法</li> <li>・身体を使った遊びに関する実践方法</li> <li>・言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法</li> <li>・物を使った遊びに関する実践方法</li> </ul>

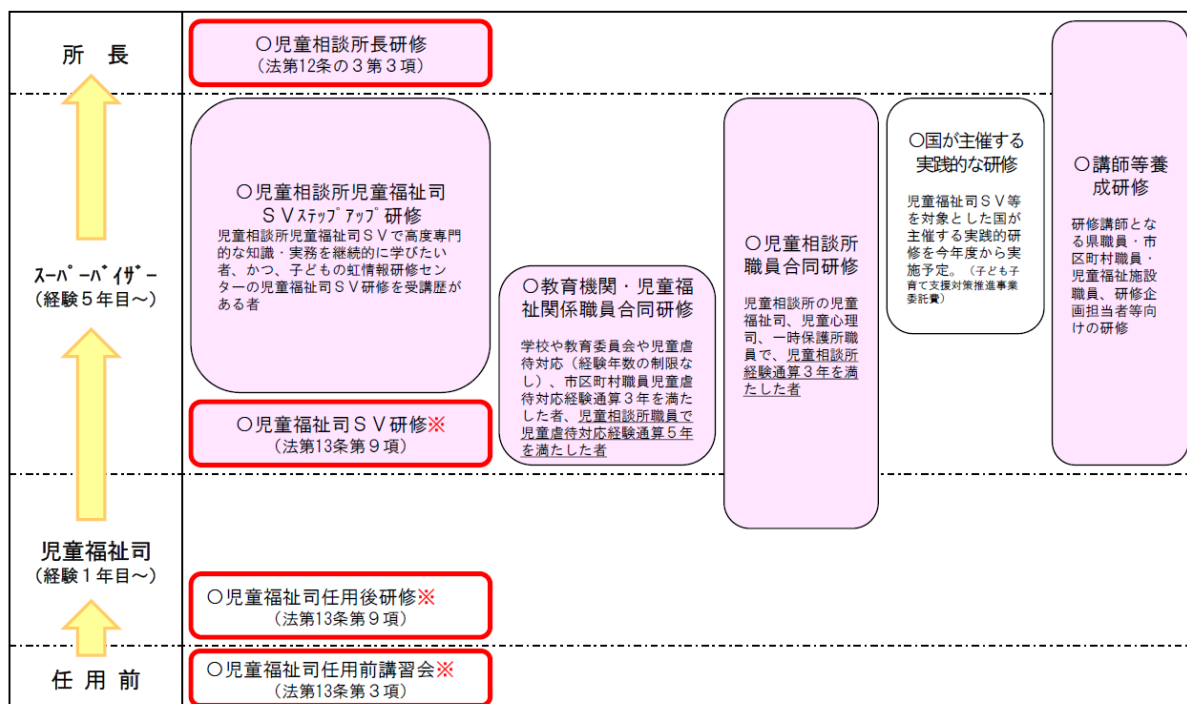
※「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

## ② 児童福祉司

児童福祉司も、児童福祉司になるための養成校や講習会などが整備されている。加えて平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」を通じて、児童福祉司専用の研修が義務付けられるようになった。受講対象となる研修は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等であり、児童福祉司研修は全部で3種類①児童福祉司任用前講習会②児童福祉司任用後研修③児童福祉司スーパーバイザー研修である(図2)。

児童福祉司では、研修の実施主体を都道府県・指定都市および児童相談所設置市としているため、実施主体によって研修内容に差がないようにするためにも、各研修対象に求められる専門性を①知識②技術③態度の視点から明確にしている。そしてこの専門性を身に付けられるようにカリキュラムが組まれている。(表2,3,4,5,6)。

図2 児童福祉司に対する研修等について



※ 雇児発0331第16号平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉司等及び要保護児童対策地域調整機関の調整担当者の研修等について」において各研修における到達目標が定められている。

■ : 法定研修(義務)    ■ : 子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかしにおいて実施されている研修(令和元年度)2

表2 児童福祉司任用前講習会の到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるができる
- ・児童相談所（市町村を含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べるができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べるができる
- ・児童相談所運営指針について述べるができる。
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べるができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べるができる
- ・各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、里親及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べるができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政

権限を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の継続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関する費用徴収について理解し説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるすることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べるすることができる
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について

説明することができる

- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べるができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べるができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べるができる
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べるができる
- ・関係団体の役割・機能について述べるができる
- ・行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続を理解し、説明することができる

## 2. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている



表3 児童福祉司任用後研修の到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べることができる
- ・児童相談所（市町村を含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べることができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べることができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べるができる
- ・児童相談所運営指針について述べることができる
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べるができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて、理解し、説明することができる。
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し、説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるすることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができる
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べるすることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について説明することができる

- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べるができる
- ・アドミッションケアからリーピングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べるができる
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べるができる
- ・関係団体の役割・機能について述べるができる
- ・行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続を理解し、説明することができる

## 2. 技術

- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点を把握できる
- ・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる
- ・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる
- ・保護者に対して児童相談所が行える内容を提示することができる
- ・家族及び関係者から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題を適切に把握できる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントを行うことができる
- ・上記の評価及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる
- ・介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対しその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うことができる
- ・子ども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる
- ・子ども虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルテーションなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる
- ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な評価とそれに基づく介入を適切に行

うことができる

- ・ 触法少年・ぐ犯少年に適切に対応できる
- ・ 少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続ができる
- ・ 児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる
- ・ 在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・ 親権行使の制限等に当たり、行政手続法等に基づく適正な手続を踏まえた対応ができる
- ・ 児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる
- ・ 上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭や関係機関に適切な説明ができる
- ・ 児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を適切に協働させて対応することができる
- ・ 多職種により実施されるカンファレンスにおける評価、多職種連携を行うことができる
- ・ 保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる
- ・ 児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる
- ・ 児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネートができる
- ・ 要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる
- ・ 相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行することができる
- ・ 児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働することができる
- ・ 社会資源の開発を行い、それを活用することができる
- ・ 予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる
- ・ 子ども虐待以外の養護相談について、市町村の在宅支援サービスとの整合性を図り、適切に対応することができる
- ・ 社会的養護を利用する必要がある場合は、子どもに対して、その旨を十分に説明し、子どもからの意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択することができる
- ・ 社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する評価と見通しを伝えることができる
- ・ 家庭復帰が適当なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる
- ・ 社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
- ・ 子どもが実親家庭に戻る、又は里親家庭若しくは養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる
- ・ 里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる

- ・里親からの相談に的確にこたえることができる
- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる
- ・上記の支援の結果としての家族機能の改善等の適切なアセスメントができる
- ・社会的養護の子ども及び家族を適切にアセスメントして、子どもの養育の永続性を保障するソーシャルワークを行うことができる
- ・上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・適切な記録が作成できる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる
- ・ケースの進行管理を行うことができる
- ・子どもへの移行期支援を行うことができる
- ・一時保護所での移行期（家庭から保護所等）ケアができる
- ・一時保護を行うに当たり、子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる
- ・面接等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性に応じた支援ができる
- ・被害事実確認面接を行うことができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と教育的な面接を組み合わせる行うことができる
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努め、子どもや保護者に対して接することができる
- ・法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけている
- ・適切な調査を行うことができる
- ・精神障害の特性を理解した対応ができる
- ・外国籍の家族について対応できる
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対応するとともに、必要に応じて市町村による支援に移行するよう、適切な援助・指導ができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・児童心理司等と連携し、様々な家庭を支援する技法を活用することができる
- ・棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる
- ・未就籍児童の就籍手続を援助することができる
- ・特別児童扶養手当や療育手帳に係る判定事務等に適切に対応することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる

### 3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている

表4 児童福祉司スーパーバイザーの到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

- ・スーパーバイズの意味について説明することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）のニーズの把握の方法及びスーパーバイズ・指導の基本を述べることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の精神的安定を図る方法を述べることができる
- ・バーンアウトのサインについて述べることができる
- ・職員のセルフケアの指導方法について述べることができる
- ・ソーシャルワークに関する知識を伝達することができる
- ・子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することができる
- ・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律に基づいて解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法に基づく児童相談所の権限の行使のあり方とその注意点について解説することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に指導することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについての的確に指導することができる
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービス及びその背景について解説することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して解説することができる
- ・家族機能の評価の方法を指導することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）のあり方及び永続性と継続性について説明することができる

- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」を解説することができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて解説することができる
- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について指導することができる
- ・子どもの発達及び発達の評価について解説することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について解説することができる
- ・子どもの様々な状態に応じた自立支援のあり方について解説することができる
- ・子どもの評価について他の専門家に評価を依頼すべき事項、その方法を熟知している
- ・子ども虐待のリスク因子に関して解説することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して明確に解説し、問題点を指摘することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して解説することができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を解説することができる
- ・心理的虐待(家庭の中の暴力にさらされた状態を含む)を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について解説することができる
- ・子ども虐待に関する刑事手続に関して説明し、解説することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて説明することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・法的な判断、非常に難しい判断を必要とするケースに対応するための法制度を理解し、説明することができる

## 2. 技術

- スーパーバイズを受ける職員に対して、以下の事項について適切に指導することができる。
  - ・ケースに対する感情を把握し、その適切な処理を行うこと
  - ・子ども及びその家族機能に関するアセスメントが適切かどうかを判断すること
  - ・家族及び関係者から十分な情報を収集するための計画の立て方、面接のあり方、その他情報を得ること
  - ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握すること
  - ・一時保護の機能や特性を理解し、子どもの権利を踏まえた適切な援助を図ることができるよう支援すること
  - ・社会的養護を利用する必要がある場合は、子ども(行動上の問題や精神的問題が顕著な子どもを含む)に対して、その旨を十分に説明し、子どもから意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択すること
  - ・社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する評価と見通しを適切に伝え、協働できるよう支援すること
  - ・子どもへの移行期支援に関して指導でき、困難性を抱えた子どもへの移行期支援も自ら行うこと



- ・子どもの自立支援について適切な指導ができ、特に、自立・自律が困難な子どもに関して、施設職員や里親等と協働して自立支援を実施すること
- ・子どもが社会的養護を利用している間、施設職員、里親等及び市町村等の関係者とともに、当該子どもの家庭への支援計画を立案し実行すること、及び支援過程の継続的なマネージメントを行うことを指導でき、特に、困難な事例のマネージメントを行うこと
- ・上記の支援の結果としての家族機能の改善等のアセスメントを行うこと
- ・社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの養育の継続性を保障するソーシャルワークを行うこと
- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うこと
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うこと
- ・ケースの進行管理を行うこと
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談への適切な対応を指導でき、それが適切もしくは必要と判断される場合、市町村による支援への適切な移行を行うこと
- ・児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見を聴取し、適切な連携のもとで決定しているか判断すること
- ・児童相談所の権限行使に関して、子ども及びその家族（困難事例を含む）に対して十分な説明が行えること
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画すること
- ・他機関との連携の必要性及び的確性を判断できるよう支援すること
- ・要保護児童対策地域協議会において、適切な連携ができているかどうかを判断し、必要に応じて連携を行うこと
- ・子ども虐待に関する相談を含む相談事例に関して、関係機関との連携のもとに継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行すること
- ・児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働できているかを判断し、連携が実効性のあるものになるように支援すること
- ・管轄の地域資源に対しアクセスを行うこと
- ・関係機関等の求めに応じ、教育的指導を行うこと
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うこと
- ・子ども虐待が疑われる事例について、情報の収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルテーションが適切に行われているか、また、その上で、虐待の有無及びその程度を適切に評価できているかを判断すること
- ・児童相談所だけではなく、市町村を含めた地域の虐待対応への支援を行うこと
- ・非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）を含めた子どもの行動の問題に関して、適切な評価、それに基づく介入を適切に行っていること
- ・児童相談所の支援及び介入の方法について、子ども、家族及び関係機関に適切に説明できるよう指導でき、子ども、家族、関係機関の意見を聴取し、必要に応じて支援方

法等の修正を行うこと

- スーパーバイザー自身が、以下の事項について適切に行うことができる。
- ・スーパーバイズを受ける職員の到達目標達成度を評価して、その人に合ったトレーニング計画を作成すること
- ・スーパーバイズの効果を判定すること
- ・スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルスの状態を把握すること
- ・スーパーバイズを受ける職員のストレスを理解し、そのコーピング（対処法）を助けること
- ・スーパーバイズを受ける職員の達成感を向上させ、専門性に対する誇りと意欲を持てるように支援すること
- ・子ども及びその家族機能に関するアセスメント及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することを促進すること
- ・社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの養育の持続性を保障するソーシャルワークに関する記録をレビューすること
- ・包括的な里親支援を組み立てること
- ・児童相談所内のチームマネジメントを行うこと
- ・児童相談所内で適切に情報共有ができていくかどうかを把握し、適切な介入に関する所内の決定システムのあり方が適切であるか分析すること
- ・研修指導や講師をすること
- ・ケースの概要のまとめ方、ケース検討のプレゼンテーションについて指導し、ケース検討会議を運営すること
- ・子どもの心身の状態について適切に評価すること
- ・虐待を受けた子ども、虐待をする家族のその後のリスクを適切に判断し、介入を行うこと
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言についてカンファレンスを行うこと

### 3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）が上記の態度を身につけることを支援することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の主体性や見解を尊重し、困難性を抱えた職員に対しても適切なコミュニケーション態度を取ることができる
- ・信頼関係に基づくスーパーバイズができるよう、内省に努める

表5 児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム

児童福祉司任用前講習会		児童福祉司任用後研修		児童福祉司スーパーバイザー研修		要保護児童対策調整機関専門職研修			
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	
13	障害相談・支援の基本	1					13	子どもの所属機関の役割と連携	1
							14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】		合計 20コマ【30時間】		合計 19コマ【28.5時間】		合計 19コマ【28.5時間】			

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

### ③ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブも児童福祉司のように専門的な研修が義務化されることを見据え、社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会を平成25年に立ち上げ、放課後児童クラブに従事する者の研修体系を整理した。同委員会で検討した研修は3段階構造となっており、①初任者研修(1～5年未満)②中堅者研修(5年以上)③リーダー研修(事業責任者を含む)である。(図3)

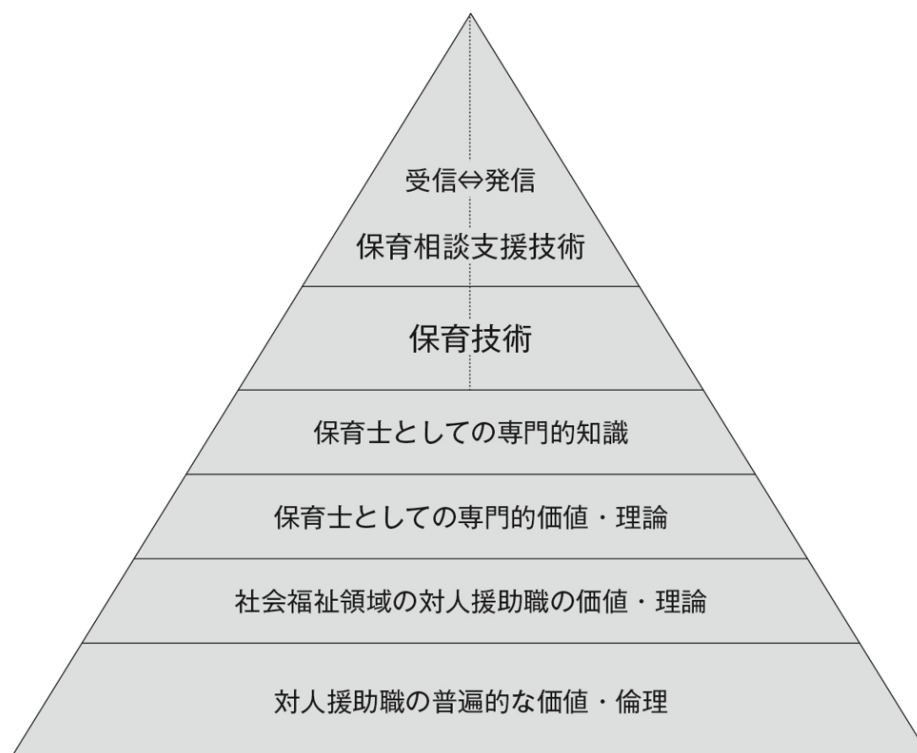
放課後児童クラブの研修は、検討委員の柏女先生より提供のあった「保育士の専門性の構造に関する概念図」のように、倫理があって知識が積み重なっていくような体系になっている。(図4)例えば個々の経験年数や保有資格など関わらず、従事者として共通して備えるべき素質が提示されている。その上で各階層に対して何を求めるのかということ、専門知識、学校・地域との連携、運営管理と職場倫理の観点で整理している。(図3)

図3 「放課後児童クラブに從事する者の研修体系」の整理

区分	1. 放課後児童クラブに從事する者として備えるべき資質	2. 子どもの育成支援に必要な専門的知識及び技術			3. 学校・地域との連携	4. 運営管理と職場倫理
		(1) 子どもの育成支援	(2) 障害のある子ども及び特に配慮を必要とする子どもへの対応	(3) 保護者・家庭との連携		
初任者研修 【1年～5年未満】	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全な心身</li> <li>センス、感性</li> <li>観察力</li> <li>共感性</li> <li>愛情</li> <li>柔軟性</li> <li>道徳観</li> <li>責任感</li> <li>主体性</li> <li>達成意欲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発達の特徴</li> <li>子どもの権利擁護、人権の尊重</li> <li>育成支援の内容理解と計画の考え方</li> <li>子どもの遊びや生活の環境の理解</li> <li>仲間づくり</li> <li>いじめの理解と対応</li> <li>健康・衛生管理</li> <li>おやつ必要性及び食育の理解</li> <li>事故やケガの防止と発生時の対応</li> <li>食物アレルギーの理解と対応</li> <li>防火、防災及び防犯の計画と対応</li> <li>育成支援の内容の記録の書き方と工夫</li> <li>実践事例検討(ケーススタディ) など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害(発達障害を含む)のある子どもの理解と支援</li> <li>障害のある子ども一人ひとりに即した理解と育成支援の工夫</li> <li>特に配慮を必要とする子どもの理解と育成支援の工夫</li> <li>実践事例検討(ケーススタディ)</li> <li>家庭の状況の把握と養育支援</li> <li>児童虐待への対応と関係機関との連携</li> <li>地域の障害児関係の専門機関等の機能及び役割の理解と連携</li> <li>実践事例検討(ケーススタディ)の設定</li> <li>関係機関とのケース検討会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭への連絡の必要性の理解と工夫</li> <li>連絡帳の書き方と効果的な活用</li> <li>通信、便りの工夫</li> <li>家庭における養育環境の理解と連携</li> <li>保護者とのコミュニケーションの工夫</li> <li>基礎的な相談援助技術の理解</li> <li>家庭の状況理解することの必要性</li> <li>保護者とのコミュニケーションのあり方の理論的理解</li> <li>相談援助技術の理解</li> <li>要望及び苦情への対応</li> <li>保護者会の工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校との情報交換等の工夫</li> <li>放課後子ども総合プランの理解</li> <li>放課後子供教室の関係者との連携</li> <li>児童館及び地域組織等との連携</li> <li>自治会・町内会及び主任児童委員等の地域組織の理解</li> <li>担任教諭や養護教諭等の学校教職員との連携</li> <li>小学校区ごとの協議会との連携の工夫</li> <li>自治会・町内会及び主任児童委員等との連携の工夫</li> <li>ボランティア及び実習生の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場のルール及び職場倫理の理解</li> <li>組織における役割や連携の理解</li> <li>個人情報取扱いとプライバシーの保護</li> <li>安全管理</li> <li>不審者への対応</li> <li>自己研鑽及び研修についての理解</li> <li>新任職員への助言・指導</li> <li>運営内容及び運営規程の理解</li> <li>リスクマネジメントの理解</li> <li>会議の開催及び記録の作成</li> </ul>
中堅者研修 【5年以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動力</li> <li>情熱</li> <li>協調性</li> <li>創造力</li> <li>自制心</li> <li>コミュニケーション</li> <li>一定の生活習慣と社会的マナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育成支援の内容の保護者への説明</li> <li>育成支援の目標や計画の作成及び評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の機能及び役割の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者組織との連携の工夫</li> <li>要望及び苦情への対応マニュアルの作成、体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校の校長又は教頭等との連携</li> <li>学校支援地域本部の理解と連携</li> <li>事業運営内容の地域の関係機関等への説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中堅職員への助言・指導</li> <li>法令の遵守(コンプライアンス)の計画の策定及び実施体制</li> <li>リスクマネジメントへの対応</li> <li>研修受講計画の策定及び評価</li> <li>運営内容の自己評価・自己点検</li> </ul>
リーダー(事業責任者を含む)研修					<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校の校長又は教頭等との連携</li> <li>学校支援地域本部の理解と連携</li> <li>事業運営内容の地域の関係機関等への説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中堅職員への助言・指導</li> <li>法令の遵守(コンプライアンス)の計画の策定及び実施体制</li> <li>リスクマネジメントへの対応</li> <li>研修受講計画の策定及び評価</li> <li>運営内容の自己評価・自己点検</li> </ul>

6

図4 保育士の専門性の構造に関する概念図(柏女委員提供)



保育士や児童福祉司、放課後児童クラブ以外にも、質向上のひとつとして研修を体系化する取り組みがある。参考までに発達支援に関連するキーワードをI群、研修体系に関連するキーワードをII群とし、I群とII群を掛け合わせたキーワードを用いてCiNii検索を行った。その結果検出された先行研究数を以下に記す。(表6)

検索キーワード

- I群「障害児」「療育」「発達支援」「保育士」「児童指導員」「放課後児童支援員」  
「児童福祉司」「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「心理士」「看護師」  
II群「研修」「研修体系」「質向上」「質の向上」「コンピテンシー」

表6 研修体系等に関連する先行研究数の一覧

		II群					合計
		研修	研修体系	質向上	質の向上	コンピテンシー	
I群	障がい児	62	0	2	6	0	70
	障害児	865	0	35	73	11	984
	発達支援	143	1	6	16	8	174
	療育	258	0	10	40	0	308
	保育士	416	9	59	33	15	532
	児童指導員	15	0	0	1	0	16
	放課後児童支援員	3	0	0	3	0	6
	児童福祉司	19	0	2	1	0	22
	理学療法士	1391	3	63	264	31	1752
	作業療法士	301	0	16	65	15	397
	言語聴覚士	85	0	10	22	3	120
	心理士	213	0	7	5	7	232
	看護師	4317	1	418	380	277	5393
	合計	8088	14	628	909	367	